

お客様各位

令和元年6月1日

6月に入りアジサイが見頃を迎えています、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。この事務所通信も10年目に入ることが出来て、今後も皆様には有用な情報を提供して参ります。

今月は下記の2点をまとめました。

1. 今月の事務
2. コラム～働き方改革・副業の解禁

1. 今月の事務

今月は給料関係の年度事務が沢山あります。

①新年度個人住民税の特別徴収の開始

個人住民税の特別徴収について、6月支給の給与から新年度の金額に変更されます。各社員の住所地の市区町村から通知された年税額・月割税額に基づいて、1年6月～2年5月の12か月間で徴収し、納付期限は、徴収した月の翌月10日です。

ただし、「労働者が常時10名未満の事業所」については、特別徴収住民税、源泉所得税ともに、所轄税務署・市区町村の承認を受けることによって、半年分ずつ、年2回にまとめて納付できる特例があります。このうち、特別徴収住民税の平成30年12月～令和1年5月徴収分は、6月10日が納期限です。

②健保・厚年の被保険者報酬月額変更届と算定基礎届の準備

被保険者の報酬が昇給等によって大幅に変動した場合は、定時決定を待たずに標準報酬月額が改定されることがあり、これを「随時改定」といいます。新年度に入ってから定期昇給やベースアップ、または賃下げを行なった企業では、6月の給与支払い後、健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額変更届の提出が必要か否かを確認します。

(1) 昇給または降給があり、固定的賃金（基本給・役付手当・技術手当・住宅手当・家族手当・勤務地手当など）に変動があったこと

(2) 固定的賃金の変動した月から3か月間連続して、報酬の支払基礎日数が17日以上あること

(3) 該当する3か月間の報酬の平均月額が、従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差があること
なお、7月に入ると、すぐに報酬月額算定基礎届の提出事務（7月10日が期限）があり、今年4月から6月の給料の平均を基に計算・申告します。給料計算が終了してから申告期限まで時間が少ないため、6月の給料計算を締めることに集中してしまうのですが、実はここで決定される標準報酬が非常に重要で、1円の違いで年間の標準報酬が変わることがあるため、標準報酬を下げて1年分の社会保険料を節約するには6月の給料で調整するしかないことに留意して、早めに準備に取りかかりましょう。

③労働保険の年度更新手続き

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間（保険年度）を単位として、すべての労働者（雇用保険については被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。そのため、事業主は、前年度の確定保険料の精算と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となり、この手続きを労働保険の「年度更新」といいます。

労働保険の年度更新手続きは、6月3日から受付が始まり、最終期限は7月10日ですが、②の算定基礎届の提出期限と重なりますので、6月中には目処をつけておきましょう。

2. コラム～働き方改革・副業の解禁

働き方改革の一環として「副業の解禁」が厚生労働省でも議論されています。

副業のメリットとして、労働者にとっては、自分がやりたい仕事であること、スキルアップ、資格の活用、十分な収入の確保が出来ることなどが、企業側にとっては、労働者が社内では得られない知識・スキルを獲得することができ、優秀な人材の獲得・流出の防止ができ、労働者が社外から新たな知識・情報や人脈を入れることで、事業機会の拡大・競争力向上に繋がることなどが挙げられます。

そのデメリットとして、労働者にとっては、就業時間が長くなる可能性があり、就業時間や健康の管理を自己責任で行うことが生じ、企業側では、必要な就業時間の把握・管理や健康管理への対応、職務専念義務、秘密保持義務、競業避止義務をどう確保するかという懸念への対応が必要になります。

現行法令では、労働時間の把握が、副業により事業主を異にする場合でも通算されるため、通常は副業先の労働時間に対して残業扱いとして割り増しが生じる可能性があります。そのため、副業に関する残業時間に関する改正が議論されているところです。

次に、税務面について考察してみました。

今年10月に消費税率の引き上げが予定されていますが、同時にもう一つ、大きな消費税の改正として、4年後に予定されている「適格請求書等保存方式」、いわゆる「インボイス」制度の導入の影響があります。インボイスとは、事業者の登録番号・取引内容・取引金額など一定の事項を記載した領収書等のことで、課税事業者のうち登録を受けた事業者のみ発行ができ、免税事業者は発行できません。

つまり、免税事業者との取引では仕入税額控除が受けられず、取引先にとっては、その分コストアップになってしまうため、免税事業者が取引から締め出される可能性があります。

ただし、インボイス導入に伴い、こうした事態が問題になるため、インボイス導入から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置が設けられています。具体的には、令和5年10月1日から8年9月30日までは仕入税額相当額の80%を、8年10月1日から10年9月30日までは仕入税額相当額の50%を、仕入税額控除が認められるものです。

仮に、取引先からインボイス登録を強制させられると、消費税課税事業者としての申告が必要になり、副業の妨げになるのではとの懸念を持っている次第です。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>